

令和7年

総務委員会議録

とき 令和7年11月26日

品川区議会

令和7年 品川区議会総務委員会

日 時 令和7年11月26日(水) 午前10時10分～午前12時26分

場 所 品川区議会 本庁舎5階 第5委員会室

出席委員	委員長 石田秀男	副委員長 塚本よしひろ
	委員 澤田えみこ	委員 山本やすゆき
	委員 石田ちひろ	委員 須貝行宏
	委員 松本ときひろ	委員 西本たか子

出席説明員	堀越副区長	久保田企画経営部長
	崎村企画課長	吉岡政策推進担当課長
	井添SDGs推進担当課長	加島財政課長
	長尾施設整備課長	横田デジタル推進課長
	西澤DX戦略担当課長	佐藤経理課長
	宮澤税務課長 (定額減税調整給付金担当課長兼務)	柏原区長室長
	遠藤新庁舎整備担当部長	藤村総務課長 (秘書担当課長兼務)
	川村コンプライアンス推進担当課長	野口官民共創担当課長 (官民共創担当主査事務取扱)
	與那嶺戦略広報課長	木村人権・ジェンダー平等推進課長
	宮尾人事課長	田口人材育成担当課長
	三井新庁舎整備課長	小林新庁舎建設担当課長
	泉広町事業調整担当課長	品川会計管理者
	今井選舉管理委員会事務局長	黒田監査委員事務局長
	大澤区議会事務局長	

○午前10時10分開会

○石田（秀）委員長

ただいまより、総務委員会を開会いたします。

本日の予定は、審査・調査予定表のとおり、議案審査、報告事項およびその他と進めてまいります。

先ほどの本会議にて議案が追加となりましたので、新たな審査・調査予定表をサイドブックスに掲載しております。また、理事者より追加となった資料をサイドブックスへの掲載および机上に配付しておりますので、併せてご確認ください。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願ひいたします。

1 議案審査

- (1) 第134号議案 品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 第135号議案 品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例
- (3) 第136号議案 品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 第137号議案 品川区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- (5) 第138号議案 一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- (6) 第139号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- (7) 第140号議案 会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○石田（秀）委員長

初めに、予定表1、議案審査を行います。

まず、予定表(1)から(7)までの7件を一括して議題に供します。これら7議案は関連する内容のため、一括して説明、質疑を行い、その後、議案ごとに採決を行いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

本件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

○藤村総務課長

では私からは、第134号議案、品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、第135号議案、品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例、第136号議案、品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例、第137号議案、品川区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、以上4議案について一括して説明させていただきます。では、資料をご覧ください。

まず、最初に項目1の改正の趣旨でございます。

先日のこちらの委員会でもご報告申し上げたところですけれども、特別区人事委員会勧告がございまして、一般職員の給料月額および期末・勤勉手当の支給月数の引上げの勧告がございました。こちらに基づきまして、10月30日に特別職報酬等審議会を開催し、そちらにお諮りしたところ、職員に準じて給与等の改定をすべきとの答申をいただいたところでございます。こちらの答申に基づきまして、区議会議員の報酬月額、期末手当の支給月数、区長、副区長、教育長ならびに常勤の代表監査委員の給料額および期末手当の支給月数を改定するものでございます。

続きまして、項番2の改正の内容でございます。

まず、（1）議員報酬および給料額の改定についてでございます。こちらは記載の表のとおりでございますが、それぞれの役職等に応じまして、現行の月額が（A）で記載しておりますが、こちらから改定後の月額、（B）で記載しておりますが、こちらの金額に改定するような内容になっております。増加幅につきましては、表の右側に額が記載してございます。こちらにつきまして、特別区の人事院勧告における平均の改定額は3.8%でございましたが、一般職の部長級職員に倣って引上げという答申をいただいておりますので、こちらの引上げ額が3.3%でございますことから、こちらを勘案いたしまして、3.3%の増加幅となっているところでございます。

また、（2）の期末手当の改定につきましては、職員の引上げ月数、こちらは0.05月と勧告を受けておりますが、こちらの割合を特別職の期末手当の支給月数に当てはめますと、0.04月の引上げとなりますので、現行3.73月の支給月数に0.04月をプラスして、計3.77月となるものです。こちらも表の右端に、令和8年度以降の支給割合というものを記載してございます。

次に、項番3の施行日でございます。

令和7年度の支給に関するものは12月1日から、期末手当の改定に関するもののうち、令和8年度以降の支給月数に係る規定につきましては、令和8年4月1日からの施行となるものでございます。

○宮尾人事課長

それでは私から、第138号議案、一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例、第139号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第140号議案、会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、以上の3条例につきまして、一括してご説明を申し上げます。

初めに、第138号議案のタイトルについてですが、本条例は、さきの第3回定例会におきまして改正のご提案を申し上げ、議決をいただいたところでございます。その際、施行期日を令和8年4月1日としておりましたが、今回、その施行期日の前に再度、改正を行う必要が生じましたことから、このようなタイトルになっているということでございます。

それでは、資料1の趣旨でございますが、職員の給料につきましては、民間従業員の給与水準と均衡させているほか、国および他の地方公共団体の職員の給与との均衡を図り、定められているものでございます。先般、11月5日の総務委員会においてご報告をさせていただきました特別区人事委員会の給与勧告を受け、この間、労使で協議を行つてまいりましたが、11月20日の未明に妥結をいたしましたので、給料表の改定などを行うというものでございます。

2の改正内容でございます。大きく3点ございます。

（1）給料表の改定につきましては、人事委員会の勧告にございました公民較差分3.80%を引き上げることとし、具体的には、初任給および給料月額の引上げなどをを行うものでございます。資料の13ページから32ページまでがそれぞれの給料表の新旧対照表となってございます。

資料の2ページをご覧ください。（2）の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数の改定でございます。特別給の支給月数につきましては、年間の支給月数を0.05月分引き上げるというものでございます。令和7年度につきましては、引上げ分を全て12月期に配分しております。令和8年度以降においては、6月期、12月期、それぞれに0.025月分を引き上げることとしております。

こちらのページ、上の表が一般職員、下の表が管理職、そして3ページに参りまして、上の表が会計年度任用職員、下の表が特定任期付任用職員の、それぞれ現行と改定後の支給月数の表となっておりま

す。会計年度任用職員につきましても、考え方は同様で、令和7年度は引上げ分を全て12月期に配分し、令和8年度以降については、6月期、12月期分にそれぞれ0.025月分引き上げることとしてございます。特定任期付職員につきましては、冒頭で申し上げましたとおり、施行日は令和8年4月1日となりますので、今回の改正では現行と改正後の内容を記載してございます。

4ページをご覧いただければと思います。（3）その他いたしまして、医師および歯科医師に対する初任給調整手当につきまして、公衆衛生医師の安定的な人材の確保を図るため、東京都との均衡を考慮し、上限額の改定を行うというものでございます。

最後に、3の施行期日でございます。

（1）の給料表の改定につきましては、公布の日から施行し、令和7年4月1日に遡及して適用するというものでございます。（2）特別給の支給月数の改定につきましては、令和7年度分は公布の日から、令和8年度分以降は令和8年4月1日から施行、（3）初任給調整手当の改定は、公布の日から施行をするというものでございます。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○石田（ち）委員

まず、138、139、140号議案の職員の給与等が引き上がるということですので、これは本当によかったです。この間の総務委員会の報告でも若干、人事委員会の勧告等も報告される中で、30代、40代の職員の給与が昨年は1,000円しか上がらなかつたというところで、今回はそれ以上に大幅に上がるということになったと思うのですけれども、それはよかったですと思っています。

あわせて、会計年度任用職員も期末手当等が上がるということですけれども、引き続き、待遇等を同一労働同一賃金になるように、ここは改めて求めておきたいと思います。

それと、特別職の134、135、136、137号議案のほうですけれども、これは審議会の答申を受けて、区長が判断するのかなと思うのですが、そういう下で、区民から見ると、企業の賃金も上がったとはいえば一部ですし、中小業者や自営業等の皆さん、フリーランスの皆さんには依然上がらずという下で、さらに物価高騰が押し寄せている、長引いているという下では、直接区民から選ばれている私たち議員や、また区長、それに伴って副区長や監査委員というところも含めて、年間ベースで引き上がるというところは、行うべきではないのではないかと思っておりまして、お伺いしたいのですけれども、区としてそういった今の社会情勢を見て、こういう特別職の引上げというところを、引き下げていくという検討や判断はなかったのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

○藤村総務課長

今のご質問の趣旨としては、社会情勢を踏まえて、引下げの点はなかったというところだと思います。

今回、特別職報酬等審議会におきましては、今回の勧告だけでなく、社会情勢ですとか、他自治体の動向ですとか、そういったところを総合的に踏まえて判断ということになっておりますので、引下げを踏まえてというところではないかも知れませんけれども、そういった全ての状況を勘案しつつの答申ということになっておりますので、そちらを勘案させていただいたのを今回、議論、調整させていただく形です。

○石田（ち）委員

今の状況、社会情勢等を見ても、経済状況を見ても、やはり特別職の引上げというのは、私はふさわしくないと思っております。意見です。

○須貝委員

今回、給与等引上げの条例案が出ましたけれども、公務員給与は人事院勧告で、平均値で調整されるということがあるため、一般の低所得者、非正規雇用者、それから中小企業事業者、個人事業主、品川区を支えている各企業の方々等の賃金を比較すれば、その格差はますます私は広がっていると思います。そして、支えられる側にいる区民の生活が改善されないまま、支える側にいる行政だけが安定して昇給する構造は、私は社会的な納得感というのではなくのではないかと考えます。まして、その財源は税金であり、区民の負担感が今、非常に強まっている。そういう現状を考えると、東京都人事委員会の勧告とはいって、区として、きちんと行政として吟味する必要があるのではないかと思います。

公務員給与が上がること自体は、これだけ物価が上がっているので、人材確保のため、私は必要だと思いますが、一方、区民の生活の改善が伴わないまま、一方的に公務員や職員の給与だけが上がる構造というのは、私は社会的に不公平感を生むのだと思います。本来、公務員給与改定と同時に、区民の生活をどう支えるかという生活パッケージが私は提示されるべきだと思います。

今回の給与改定ですが、私は物価上昇分の平均8万円から10万円の給料アップならば、理解はできますが、職員の平均給与が30万円、区長をはじめ、議長、我々議員などは40万円以上も上がるということに対しては、賛成はできません。その辺りについて今、私は話をしましたけれども、区として実際、区民の状況、それから品川区を支える中小企業、非正規雇用者、個人事業主、そういうことを考えると、なかなか納得できないと思うのですが、その辺りのバランスを、区は行政として区民を支えているのですが、その辺りについてどのように思われますか。ご見解をお聞かせください。

○宮尾人事課長

今、勧告の改定の内容、引上げ幅のことについてのご質問をいただきました。

まず、人事院勧告というのは、相当な一定数の規模の下に、企業の従業員の給与の実態を正確に比較して調査をされた上の結果でございますので、こちらについては、適正であると認識しております。ですが、一方で、これだけの物価上昇の局面の中で、区民の皆様の生活が大変厳しいものにあるという状況については、私もしっかりと認識をしてございます。

今回、委員、また議員から、議会からこのようなご意見をいただいたということはしっかりと受け止めて、今後の仕事にまた取り組んでまいりたいと思っております。

○須貝委員

人事院勧告で調査して、その中の企業の平均値を取って、間違いありませんというご回答でしたけれども、実際我々は品川区に住んでいて、品川区の周りにたくさんの中规模の企業やお店、個人事業主がたくさんあるわけです、中小企業を含めて。そういう実態というのを品川区として、人事院勧告が来ても、そういう状況を見て、現実を見て、果たしてこれでいいのだろうかというところ、一歩踏みとどまるということも必要だと思うのですが、今、平均値で出ているからというお話でしたが、実際、平均には見えないのですが、その辺りについてもう一回だけご回答ください。

○宮尾人事課長

一部、答弁の内容が重複をしてしまう部分もあるかもしれません、毎年この時期に特別区の人事委員会から出される勧告というのは、毎年精査に精査を重ねた上で出された結果だと受け止めております。こちらの内容を、例えば品川区だけこれに従わずということになると、様々なところに影響が及ぶ可能性がございます。一つには、例えば職員の採用の面でも、品川区だけ特別区の中で少し水準が低いということになりますと、人材の確保というところで、さらに困難な状況が生じるということも想定されま

す。そういうことも含めますと、今回も含め、人事委員会で出された結果というのは、しっかりと尊重していくことが望ましいと考えてございます。

委員からいただいたご意見もしっかりと踏まえて、我々は今後の仕事に取り組んでまいりたいと思っております。

○須貝委員

確かに若手を採用するに当たっては、私は若手の給与、新入職員の給与を上げることは、ある意味で人材確保ということで大事だと思うのですが、平均を見ると、果たして区民に受け入れられるのかということも我々は考えなければいけないのではないかと思うし、逆に品川区だけきちんと筋を通して、区民のために区民を見て金額を決めた、改定額を決めたとなれば、それはそれで全国的に有名になるのではないかと逆に思ってしまいますけれども、人事院勧告の答申を経て今回決めていますが、今後、もっと区民の目線、それから区内産業の目線というところを調べた上で、私はやっていただきたいと思います。

今回のこの議案に対しては、物価が上がった年間8万円から10万円に対する給与アップに対しては、私は賛成できますけれども、ほかのパーセントで30万円も40万円も年収が上がるということ自体には、賛成いたしかねます。

○石田（秀）委員長

私から一つだけいいですか。

この前も言ったのだけれども、給与が上がることについては、正々堂々、しっかりと職員の人はこれを捉えていただいて、人事委員会でずっと10年以上、給与が下がってきた。今度は上がってきたといって、上がっているけれども、これは普通です。人事委員会の勧告に連動しているのだから、それを普通と思っていただきたい。

議員のほうの話をさせていただくと、これは私が議長のときだったから、すごく覚えているけれども、濱野区長から話があった。1.1%を超えた。人事委員会の職員の給与が下がってきた。そのときに濱野区長が、1%以上超えそうだと。だけれども、区長の給与と議員の給与は、毎年ここに上がってきていなかった。だけれども、23区の中で10区以上が、人事委員会の出てきたものに連動していると。だから、一回ここで連動していいかと言うから、私は駄目だと言って止めた。その代わり、濱野区長は自ら、そのとき多分1%弱、給与を一回下げた。だけれども、そのときは皆さんも多分理解していると思うけれども、議員の歳費は下げなかつた。議員は下げないよと言って、下げなかつた。そうしたら、また今度下がってきて、ずっと下がってきた。そうしたら、1.8%から約2%近くになる。

そのときに、濱野区長から、議会も、連動するのをお願いできませんかと。10区以上そのように連動しているので、下がっているのも、議会も下げるのは大変だから、では幾ら下げればいいのですかと、基準もないわけだから。議会も他区に合わせて連動しましょうと。この人事委員会に連動しようといって、10年ぐらいずっと下がつたわけです。だから、議会も下がってきた。

今度上がってきたら、今みたいな話です。必ずそのときは、濱野区長は連動するといって、最初1.8%か何かだったと思うけれども、2%弱、それを下げた。議会は、悪いが1.8%は下げないけれども、1%だけ下げさせてくれといって、1%だけ下げた。それは私が議長だったから覚えているのです。それで、そこをスタートにして、人事委員会のこれに乗つていこうとしたのです。これは議運にもかけているので、分かっているはずなのです。お願いをして、こういうことでやつていきますというのをきちんと話したのです。

だからこれも、人事委員会のそこに乗せたというのは、多分ここにいらっしゃる副区長か人事課長だったか、覚えていないけれども、多分そのときは、事務局長もいらっしゃいましたが、事務局長は原さんだったというのはすごく覚えているけれども、皆さんこの真ん中の3人ぐらいは、多分その経緯はよく覚えていらっしゃると思う。

だから、そういうことも踏まえたら、今上がってきて、それはきちんと人事院勧告で、それに合わせていこうということを議会が決めたのです。区長も決めたのです。だから、新たに区長が替わっても、区長が変えるなら、余計きちんとそこは説明してくれないと、その前の経緯は全部取っ払いますと、今、須貝さんが言ったように、そういうことも全部取っ払うのだと。社会情勢が今、変わっているのだから、取っ払う。

議会も下げなくとも上げなくてもいいのだ。それを取っ払って、議会はこの金額でいくと、議会もやればいいのだ。特別職はまた別の話だから。それをきちんと踏まえてやらないと、こちらに言ってもしようがないのだ。だけれども、今はそれでやろうと言うから、毎年上がってくるようになった。それだけはぜひ踏まえて、私はこれを継続するべきだと思っているから、せっかくこういうことをやって、きちんと上がるときも上がる、下がるときも下がる。これは連動するのだから、それは覚悟してやるというほうがいいと思っている。

だけれども、これはいい。私のたわ言だけと思ってくれれば。そういうことがあったということだけ言っておきます。

いいですか。それでは、ほかに発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

まず、(1)第134号議案、品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、各会派の態度を確認いたします。

品川区議会自民党・無所属の会からお願ひいたします。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成します。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

質問で言いましたけれども、区民の理解を得られるということが大事だと思います。今の社会情勢や経済状況を見るならば、上げるべきではないと思います。委員長がいろいろお話しいただきましたけれども、今の状況を見て、理解を得られる状況かといえば、そうではないと思いますので、反対です。

○松本委員

維新も反対です。これはこれまで一貫した態度で、区議会議員の報酬については反対させていただいている。それは社会情勢というところもそうですし、委員長がおっしゃっていたこれまでの歴史とかを踏まえて考えたとしても、議員の報酬はどこが適切なのかというのは、そもそも問うるのは品川区特別職報酬等審議会なので、これまでの答申というのは、別に議員の報酬がゼロベースで幾らが適切なのかというのを審議する場ではなくて、これは諮問の仕方がほかの特別職と同じような形で諮問されていますので、それはこういう答申が出る。なので、これは議会側からも、本来は議員の報酬は幾らが適切なのか、この社会情勢を考えて、これだけ区民が苦しんでいる中で、どの程度なら適切なのかというとこ

ろを、こうしたことを前提に諮問しなければ、こういう結果になると。逆にそれは議会側から提案すべきかなと考えています。

なので、今回、区長部局から出てきたものというのは、委員長おっしゃるとおり、考えているというのは筋が違うという話もあると思うのですけれども、我々はこれまで、自分たちの議員報酬というのを一部自主的にカットして、寄附を送るということを続けておりますので、これは身を切る改革というところもかねてから、ぜひとも他の議員の皆様に、考えていただきたいという思いから反対いたします。

○須貝委員

私は、区民から選ばれている議員として反対します。そして、詳細は先ほど述べたことと同様であります。

○西本委員

賛成です。委員長おっしゃっていましたように、私も長年やっておりますので、その経緯は分かっております。それに、議員報酬については、ベースがはっきりしていないからこそ、しっかりした根拠の下でということはありますけれども、かなり下がっていることは確かなのです。物価の状況によっては変動していくというのは妥当なのかなと思っています。なので、全体的なところで、人事院勧告のところでもそういう判断があるということは、それが大きな目安になるだろうと私は思っております。

なので、議員も多いと言うのですけれども、私は物価高騰になって物が高くなっているのは、私たちの立場も一緒だと思うのです。なので、社会変動に合わせていろいろ変えていくというのも当然あり得ることだと思いますので、これは正しい判断なのだろうと。ただ、改善をしなければいけないことは多々ありますので、それは議会の中での議論の項目であって、この場で話を進めることではないと思いますので、賛成いたします。

○石田（秀）委員長

それでは、第134号議案、品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、採決をいたします。

本案は挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。賛成多数でございます。

よって本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

続いて、(2)第135号議案、品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

品川区議会自民党・無所属の会からお願いいいたします。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成します。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

先ほどと同じ理由で、反対です。

○松本委員

賛成です。意見を申し上げさせていただきます。

2年前まで我が会派は、この特別職、議員を含めて全部反対しておりましたが、昨年、賛成いたしました。それは、私の所属する日本維新の会が政治と金の問題について極めてぐらぐらしていて、本来、身を切る改革と言っておきながら、どうなのだという対応をしていました。

そこから1年たって、今何が起きているかといったら、残念ながら赤旗に報道されてしまったように、秘書の関連会社という話が出てきている。その点は違法ではないとは思うのですけれども、さらに最近出てきているのが、当該議員が管理している公金が、当該議員が取締役を務める会社に払われているという報道が最近も流れた。これは身を切る改革と言いながら、ふざけるなと所属議員としては思います。

本区の場合は、区長が既に自身の議員報酬の2割カットということをやられている。そうした中で、私が所属している政党は、本当にふがいない立場にあります。このようなふがいない立場で、自身の報酬に関する、議員に関するものについては別の、特別職のものについて反対していくというのは、そのような資格はないと考えておりますので、賛成させていただきます。

○須貝委員

反対します。先ほどお話ししたとおりです。

○西本委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、これより第135号議案、品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例について、採決をいたします。

本案は、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。賛成多数でございます。

よって本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

続いて、(3)第136号議案、品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

品川区議会自民党・無所属の会からお願ひいたします。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成します。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

先ほどと同じ理由から、反対です。

○松本委員

賛成です。

○須貝委員

反対します。先ほどお話ししたとおりです。

○西本委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それではこれより、第136号議案、品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

[賛成者挙手]

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。賛成多数でございます。

よって本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

続いて、(4)第137号議案、品川区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

品川区議会自民党・無所属の会からお願ひいたします。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成します。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

先ほどと同じ理由で、反対です。

○松本委員

賛成です。

○須貝委員

先ほどと同じように、反対します。

○西本委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それではこれより、第137号議案、品川区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。賛成多数でございます。

よって本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

続いて、(5)第138号議案、一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

品川区議会自民党・無所属の会からお願ひします。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成します。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○松本委員

賛成です。少しだけ意見を。

特別職の話は先ほどさせていただいて、一般職のほうですけれども、こちらの算定の基準などで、従前、2年前までは反対していました。先ほどと同様、我が党の極めて恥ずかしいようなことがありましたので、こちらも賛成とさせていただいたのは今年ですが、その状況が、考え方によってはさらに悪化しているという状況でございますので、こちらも我が会派に反対する資格はなしと考えますので、賛成いたします。

○須貝委員

先ほどと同じ理由で、反対します。

○西本委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それではこれより、第138号議案、一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

本案は挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

○石田（秀）委員長

賛成多数でございます。

よって本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

続いて、(6)第139号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

品川区議会自民党・無所属の会からお願ひいたします。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成します。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○松本委員

賛成です。

○須貝委員

先ほどと同じ理由で、反対します。

○西本委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それではこれより、第139号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。賛成多数でございます。

よって本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

続いて、(7)第140号議案、会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、各会派の態度を確認いたします。

品川区議会自民党・無所属の会からお願いいいたします。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成します。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○松本委員

賛成です。

○須貝委員

先ほどと同じ理由で、反対します。

○西本委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それではこれより、第140号議案、会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。賛成多数でございます。

よって本案は、原案のとおり可決決定いたしました。

以上で本件を終了いたします。

(8) 第121号議案 令和7年度品川区一般会計補正予算

○石田（秀）委員長

次に、(8)第121号議案、令和7年度品川区一般会計補正予算を議題に供します。

説明に入ります前に、各所管委員会における審査結果について、各委員長より申し送りを受けておりますので、ご報告いたします。

第121号議案、令和7年度品川区一般会計補正予算につきましては、昨日、厚生、建設、文教の各委員会で所管に係る審査を行い、厚生および文教委員会は全会一致で、建設委員会は賛成多数で原案のとおり決定した旨、報告いたします。

以上が、各所管委員会における審査の結果でございます。当総務委員会では、各委員会の審査結果を踏まえ、総合審査を行います。

それでは、理事者より説明願います。

○加島財政課長

それでは私から、第121号議案、令和7年度品川区一般会計補正予算（第4号）についてご説明させていただきます。

個々の内容につきましては、所管の各委員会において審査をいただいているところでございます。改めて本日、全体を説明させていただき、審査をお願い申し上げます。

今回の補正予算案につきましては、二葉四丁目認知症高齢者グループホーム整備用地取得、および児童養護施設グループホーム開設支援に係る経費などについて増額するとともに、補助163号線整備事業、および鈴ヶ森小学校校舎等改築工事監理委託に係る経費の減額を編成するものでございます。

補正予算書下段に番号が振ってございます。6ページをご覧ください。第1表歳入歳出予算補正でございます。上段の表、歳入につきましては、13款国庫支出金から17款繰入金まで、歳出につきましては、2款総務費から7款教育費まで、それぞれ16億3,028万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,378億1,230万7,000円とするものでございます。

16ページをご覧ください。歳出からご説明をさせていただきます。

2款総務費、3項徴税費、1目税務管理費は、8,413万9,000円を追加し、23億8,959万8,000円とするもので、ふるさと納税事業における返礼品調達に係る経費等を追加計上するものです。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、1目福祉計画費は、14億7,179万9,000円を追加し、44億6,168万7,000円とするもので、認知症高齢者グループホームの整備を行うため、二葉四丁目の用地取得に係る経費を新規計上するものです。

3目障害者支援費につきましては、1,907万9,000円を追加いたしまして、

118億5,433万9,000円とするものです。障害児者総合支援施設における日中一時支援事業の定員拡充のため、居室改修工事等の整備に係る経費を新規計上いたします。

5目高齢者地域支援費につきましては、1,903万円を追加し、11億4,936万1,000円とするもので、認知症検診の受診者数の増加、および65歳以上の中等度難聴者に対する補聴器購入助成の申請数の増加に対応するため、経費を追加計上するものです。

以上によりまして、1項社会福祉費の計を368億5,941万2,000円とするものであります。

次に、2項児童福祉費、1目子ども育成費につきましては、1,085万5,000円を追加し、63億9,104万円とするもので、児童センターの熱中症対策物品の購入に係る経費のほか、児童養護施設グループホーム開設支援に係る経費を新規計上するものでございます。

18ページをご覧ください。4目保育入園調整費です。こちらは39万8,000円を追加いたしまして、48億6,060万8,000円とするもので、ぶりすくーる西五反田保育園における熱中症対策物品の購入に係る経費の新規計上、および食材費、光熱水費等の物価高騰相当分を給付し、安定的な運営を支援する経費を追加計上するものです。

5目保育施設運営費につきましては、4,675万6,000円を追加し、387億8,590万8,000円とするもので、区内私立保育園等における熱中症対策物品の購入に係る経費の新規計上、および食材費、光熱水費等の物価高騰相当分を一律に給付し、安定的な運営を支援する経費を追加計上するものです。

20ページをご覧ください。以上によりまして、2項児童福祉費の計を672億7,282万4,000円とするものでございます。

次に、6款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁費ですが、6,000万円を減額し、26億4,197万7,000円とするもので、JR大崎支線ガード下区間検討業務につきまして、実施を翌年度に延期するため、調査設計費を減額するものでございます。

次に、7款教育費、2項学校教育費、1目学校管理費は、3,823万円を追加し、219億2,835万円とするもので、鈴ヶ森小学校校舎等改築工事について入札不調となったことから、再入札に備えて工事費を追加計上するとともに、工事期間の変更により工事監理委託料を減額するものでございます。

恐れ入ります、12ページをご覧ください。お戻りいただければと存じます。ここから歳入をご説明いたします。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費補助金は、431万5,000円を追加し、16億4,198万2,000円とするもので、児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金の追加計上でございます。

以上によりまして、2項国庫補助金の計を124億1,911万5,000円とするものであります。

次に、14款都支出金、2項都補助金、2目民生費補助金は、5,705万1,000円を追加し、96億485万7,000円とするものです。子ども家庭支援包括補助金、認知症サポート検診事業補助金、高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業補助金および保育所等物価高騰緊急対策事業費の追加計上、ならびに公立幼稚園等熱中症対策補助金の新規計上でございます。

以上によりまして、2項都補助金の計を159億4,134万8,000円とするものでございます。

14ページに参りまして、16款寄附金、1項寄附金、3目ふるさと納税寄附金につきましては、1億6,952万3,000円を追加し、2億8,952万3,000円とするもので、ふるさと納税寄附

金の追加計上でございます。

以上によりまして、1項寄附金の計を2億9,802万4,000円とするものでございます。

次に、17款繰入金、1項基金繰入金、6目財政調整基金繰入金は、13億9,939万7,000円を追加し、38億6,411万3,000円とするものであります。

以上によりまして、1項基金繰入金の計を208億1,475万8,000円とするものでございます。

恐れ入ります、手前7ページにお戻りいただければと存じます。

ここからは、第2表債務負担行為補正についてご説明いたします。追加5件、変更2件でございます。

譲渡施設を活用した電線共同構整備の延伸、および大崎夢さん橋他2橋橋梁点検委託の新規実施、また、先ほどのJR大崎支線交差部における鉄道調査設計委託、勝島地区雨水排水管整備工事の延伸に係る債務負担行為の追加を行うとともに、鈴ヶ森小学校校舎等改築工事および工事監理委託について、再入札に備えまして、こちらの限度額を変更するものでございます。

○宮澤税務課長

それでは私から、第121号議案、令和7年度品川区一般会計補正予算、ふるさと納税寄附金の増収に伴う予算増額についてご説明申し上げます。資料をご覧ください。

まず、項番1の概要でございます。

ふるさと納税寄附金の当初歳入予算額は、クラウドファンディング分の2,000万円を除き、返礼品を伴う寄附は1億円としておりましたが、返礼品の拡充など積極的な取組を進めましたことによりまして、10月末時点で1億6,986万2,996円の寄附がございました。これに伴いまして、ふるさと納税事業に必要な歳入および歳出予算を増額するものでございます。

今年度の月別寄附状況につきましては、資料記載の表のとおりでございます。9月に寄附額が急増していますのは、9月末で各ポータルサイトでのポイント付与が終了することに伴いまして、駆け込み需要が発生したものでございます。

資料右側上、項番3の補正予算額でございます。

年度末までの今後の寄附見込みから、歳入を1億6,952万3,000円とし、当初予算額の1億円と合わせまして、目標額を約2億7,000万円に上方修正して取組を進めてまいります。歳出につきましては、寄附額の約3割が返礼品調達費用として、約2割が返礼品の送付費用や各ポータルサイトでの利用料などの事務経費がかかることから、8,413万9,000円を計上するものでございます。

最後に、今後の取組についてでございます。

今年度、9月が寄附のピークとなったものの、通常であれば年末の12月が最も寄附が集まる時期になります。12月も寄附増加が見込まれますので、これに向かまして、新たに体験型返礼品としては、喜多能楽堂での能体験ができる返礼品などを用意するとともに、区内に店舗を構えます洋菓子店などのお菓子を返礼品として追加するなど、このほか、魅力的な返礼品を充実してまいります。また、新たな寄附者層を獲得していくため、新規にポータルサイトを追加しまして、寄附を受け入れる間口を拡大し、引き続き寄附金の増収を目指して取組を進めてまいります。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○西本委員

まず、全体的な話の中で、熱中症対策というのが結構入っているのです。これは去年の実績を見れば、当然熱中症対策をしなければならないだろうと思うのですけれども、もしも来年もそういう状況の場合、

補正予算という形になっていくのか。あらかじめ、なかなか予測がつかないところはあると理解はしていますけれども、かなり熱中症対策というのは、来年度も当初予算に組み込んでいかなければいけないのではないかと思います。お考えをお示しください。

それで、この原資です。リンクできなかったのですけれども、国とか東京都からの調整金が来て、ここに何とか補填していくのか、それとも、財政調整基金で何とか補正でやりくりするのかという全体像を教えてください。

それから、鈴ヶ森小学校が不調に終わったということで、なぜということで、現状を教えてください。

それから、繰入金のところがあるのですけれども、繰入金が13億円、新規に出しているのですが、財政調整基金から来ているのですけれども、これは当然、補正予算の中では、財政調整基金の中でのやり取りになるのだろうと思うのですが、あまり好ましくないと思うのです。当初予算でできるものはやつていかなければいけないし、なるべくそういう繰入れという形はしないほうがいいと思っているのですけれども、この考え方を教えてください。

それから、ふるさと納税です。9月の件数が多くなっているのは、ポイント付与の件があるからということなのですけれども、ほかの月もかなり増えているのです。喜ばしいことではあるのですけれども、何が起きているのですかということ。それと、ポータルサイトをいろいろ利用されているのですけれども、この利用料というのも結構かさむのではないかと思うのです。その兼ね合いです。この経費と、それから収益という兼ね合いで、予算の中では歳入のほうが多くなっているのかなと思うのですけれども、経費に関わるという現状なのか、経費がかかったとしても増やしていくという方向なのか教えてください。

○加島財政課長

では私からは、最初の3点のご質問についてお答えさせていただきます。

まず、熱中症対策なのですけれども、先に財源から申し上げますと、10分の10、都補助が入ってまいります。こちらにつきましては、3定の9月補正予算の編成後の9月に入りましてから、東京都から、今年の夏も深刻な暑さでしたので、来年度の備えも兼ねて、今回の補助金を10分の10で補助するということで通知があったものでございます。なので、この10分の10のお金の中で、今年の対策した費用だけではなく、来年度に必要な熱中症の物品等も加えていく考えでございます。

それから、鈴ヶ森小学校の入札不調の状況でございますけれども、こちらは今回、私どものほうでもこういった工事の予算につきましては、あらかじめ建築工事であれば10%ほど上積みをするという対策を取ってはいたのですけれども、その予測をはるかに超えて、資材ですとか、単価の上昇があったと所管からは聞き取っております。それが今回、72億円の予定価格に対しまして、5億円超のオーバーとなったということで、所管のほうで改めて今回、最新の単価等で試算等を行いまして、再入札に備えたいという考えでございます。

3つ目の財政調整基金の繰入金の考え方なのですけれども、当初予算の関係でというところですが、こちらは私どもといたしましても、当初予算でお示しできれば、予算特別委員会で全ての議員の皆様の審査を仰ぐことができますので、そのようにしたいという気持ちはあるのですけれども、やはり年度途中でどうしても発生てくる事情というのがございます。

今回の財政調整基金の繰入れ13.9億円なのですけれども、その中で一番大きな金額は、予算書にもございますとおり、二葉四丁目の整備用地の取得ということになります。こちらにつきましては、グループホームとして整備用地の取得を行うという合意のほうが、相手方と9月に合意が取れたところでござ

います。当初は令和8年度当初予算でいくことも考えたのですけれども、現在、地価の上昇ということが著しいです。令和8年4月になりますと、14億円よりもさらに上がってしまう見込みがあるということで、今回、12月の補正予算に出させていただきました。

○宮澤税務課長

ふるさと納税、2点質問をいただきました。

まず、1つ目でございます。9月以外の月というところでございますけれども、ふるさと納税の返礼品を積極的に拡充してきました。拡充したタイミングというのが5月の下旬から6月にかけて、品目をどんどん追加しているので、その辺りから寄附額が、それに比例して増加していっているというところでございます。8月につきましては、ポイント終了が近づいてきているというところで上がってきているというところと、団体応援寄附で高額な寄附があったというところが理由になっております。

2つ目のポータルサイト等のかかる経費の部分でございます。ポータルサイトを利用する際の利用料というのは、寄附額の大体10%から13%が手数料としてかかることになります。なので、寄附があれば、そのパーセンテージが経費としてかかるという形になっておりまして、寄附額の大体、返礼品の調達費用も含めて、5割以下が経費にかかっているということでございます。

○西本委員

大体全体が見えてまいりました。

不調については、要は、こちら側の都合で再契約という理解でいいのですか。72億円でやっていたものが、計算してみたら5億円上がっているということで、それをもう一度やり直しという形の理解でよろしいでしょうかということで、確認させてください。

それと、ふるさと納税なのですけれども、がんと上がっているのは画期的だと思うのです。9月は別にしても、ほかのところで1桁どころではないですか。3桁違うという、これは少し異常なケースだと思うのです。その分析、何をしたからこういう結果というのは何かつかんでいますか。こういうのがすごくヒットしたとか、そういうのがあれば教えてください。

○加島財政課長

ご質問の趣旨を履き違えていたら恐縮なのですけれども、今回入札不調になって、再入札にまた備えるというのは、区の都合で起きたことかというと、必ずしもそうとは言い切れないと思っています。市場の動向等で単価が上昇したことにより、予算編成段階での見積もっていた見積りでは、予算に追いつかなくなつたというところがございます。

ただ、現実問題、入札不調となつたことにつきましては、所管課である庶務課もですし、財政課としても真摯に受け止めております。今後につきましては、予算編成段階で、発注時期の単価の動向というのを適切に反映させていくとともに、従来どおり3社から見積りを取りまして、それを発注時期を見越して取得していくということをやっていきたいと考えているところでございます。

○宮澤税務課長

ふるさと納税の部分でございますが、まずは返礼品の品目を増やすというところで、いろいろなものを見ていただくというところが大きいところでございます。あともう一つは、ヒット商品といいますか、人気の品、実際に寄附を押し上げているものというのも、特定の人気の品がございますけれども、そういった返礼品を用意することによって、寄附額が上がってきたというところでございます。

○西本委員

不調のケースで、それはよくないです。難しいのは分かります。この経済状況なので、算出は非常に

難しいし、1年前のことが、かなり金額差が出てくるというのは分かっていますが、そこはよくチェックしていただいて、再入札は70億円、80億円近いお金がないと、一つの学校をつくれないという状況にもなってきた。かなり深刻だなと思います。

なので、全体的にまだまだ改築しなければいけない学校がたくさんあるので、今後の計画、これは所管が違うので言いませんけれども、検討して、どのようにこれから改築を進めていくのかということは、真剣に考えていると思いますが、価格上昇を踏まえて計画的にやっていただきたいと思います。

それから、ふるさと納税は何があったのですか。何か人気のキャラクターとかを使ってやったのですか。それだったら何となく、これだけあるのはそういう力が働いたことなのかなとかと分かるのですけれども、どういうものでヒットしたのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○宮澤税務課長

一つは、株式会社ドウシシャの「ゴリラのひとつかみ」という、ふくらはぎのマッサージ機器、小型家電になるのですけれども、それが大変ヒット商品でして、寄附にも反映していると。また一方で、体験型というくくりにはなりますけれども、例えば楽天トラベルまたはJALのダイナミックパッケージといった、品川区を宿泊先とする旅行も返礼品として用意しているところです。

○須貝委員

返礼品についてお聞きしたいのですが、これは約1億6,900万円入って、それは寄附が大半のかも知れないのですけれども、もし寄附がなければ、経費として、事業費として8,000万円以上かかるてしまうということですか。というと、もし寄附がなくなれば赤字に転落するという状況になっているのですか。教えてください。

○宮澤税務課長

経費の部分なのですけれども、寄附があれば初めて経費が発生することになりますので、寄附がなければ支出は、基本的な部分はないということになります。

○須貝委員

なかなか体験型だけではいかないとなると、今度、寄附集めが相当時間がかかり、努力が必要なのかなと思いました。

そして、先ほど鈴ヶ森小学校校舎の改築工事で不調になったというお話、品川区は経理課のほうで、いつも決まった企業群で入札をしているのですけれども、不調になるということも過去にもあったので、私はもっと入札の企業の門戸をどうして広げないのかと思うのです。東京の中では、少なくとも相当の企業数、建築会社があるので、そういうことも私は努力していただきたいと思うし、決まった企業群で品川区がやっていたら、簡単に3社か4社だったら、カルテルを結ばれたら値段は上がるだけで、言いなりになってしまってはいけません。このような手法というのは誤解も招くし、私はやはり改善すべきだと思うのですが、その辺りについてご見解をお聞かせください。

○佐藤経理課長

区の事業者の選定のお話ですので、私からご回答いたします。

区では、区内事業者の育成ですか、区内経済の活性化という観点から、従来から区内事業者で受注可能なものについては、区内事業者を条件として発注を行っております。発注に当たっては、競争性の担保ということで、複数の事業者で受注可能であるというところを確認した上で発注しております、区内の事業者だけでは十分な競争性が担保されないという案件については、そういった条件を外して、広く入札に参加できるという条件を整えております。

○須貝委員

だから、そういう状況がきちんと担保されていないから、このような不調になる事例も私は生まれるのだと思うのですが、そういう心配は経理課でされないのでですか。我々がどこかに発注するにしても、3社か4社でまたいつもと同じ会社、区内業者を選定していたら、その中で簡単に話合いはできてしまいます。そういうことも改善していかないと、皆さんの税金で成り立っているわけですから、そういうところの改善ということを考えられないのでしょうか。もう一度だけご回答、ご見解をお聞かせください。

○佐藤経理課長

今般、学校改築で不調が出たというところは、先ほど財政課長からもご答弁申し上げたとおりで、予算編成時の積算と、実際発注時までの間に、ある一定の材料費について上昇が見られて、合わなくなつたというところですので、今後については予算的にも、あるいは積算的にも対応するということで関係課で調整をしております。

また、区内事業者に条件をしているというところをもって、事業者間で何か不正な行いがあるのではないかというお話をすけれども、これに関しては、電子入札を導入しまして、ほかにどういった事業者が参加しているのかは分からぬ状況にしているというところと、以前は事前の説明会というところで、参加を表明している事業者が一堂に会するという機会があったか聞いておりますけれども、現在そういったことをやっておりませんので、そういったところで不正の防止にも努めているところです。

○須貝委員

最後ですけれども、財政課で今度は少し入札予定価格を上げて、入札をまた皆さんに募集するということですが、昨日のインフレスライドでも値段が上がったのは平均3%です。それを思うと、今回またさらに上乗せして価格を設定するというのは、何か不思議なような気がするので、意見だけ言わせていただきます。

○松本委員

私からは、ふるさと納税についてなのですけれども、5割ルールが厳格化されたというのが少し前になりますし、今回の補正予算だけですけれども、補正予算の歳出と歳入で計算すると、この費用が大体4.9.6%ぐらいで、結構ぎりぎりなのかなと思えます。これは本当にマックスで、例えば懸念するのは、5割を超えると制度から排除されるというのがあるのではないか。ここが少し怖いなと思っているところなのですけれども、これは例えば、可能性があるとしたら物価が上がったりして、郵送費とか、何かしら郵送関係のものが上がったりとかというのは、一応可能性としてはゼロではないと思うのですけれども、これにバッファーも含めて、今回この補正を出されているということでおろしいのか、お願ひいたします。

○宮澤税務課長

委員ご指摘のとおり、経費を5割以内に収めなければいけないというところで、経費を算出しているところでございますので、委員ご指摘あった、例えば配送料が上がる場合という形になりますと、経費が上がる場合は寄附額を見直して、寄附額を上げるという形を取るということを想定しております。

○松本委員

では、上がると分かったタイミングで、すぐ上げるから大丈夫という理解でいいのか、もう一回お願ひいたします。

○宮澤税務課長

寄附額の見直しというのは隨時行うところでありますけれども、現在のところ想定というか、予定はございませんが、寄附額を見直して経費を5割以内に抑えていくというところはしっかりとやっていくつもりでございます。

○松本委員

多分そうすると、寄附する側からすると、少し前までは幾らだったのに、少し超えたタイミングで、上がったということになるのかなというところは、それはしようがないというところはあると思うのですけれども、ふるさと納税については、他の委員からもあったとおり、すごく頑張っていただいているというところで、それは本当にこの数年間の間に変わって、すばらしいところだと思います。

一方で、この制度 자체は、ご案内というか、皆さんも、特に理事者がじくじたる思いかと思いますけれども、区民の税金が流出していると。23区は1,000億円を超ってしまったという状態かと思います。野田総務大臣もこれはとっとと廃止したほうがいいと。委託のところで、先ほどの話にも5割ルールで、どうしても3割が返礼品でも、残りの20%のうちのかなりの部分が業者に流れてしまっているという、これも問題がある制度だと思っています。ましてや、自分の住んでいる自治体に納税した人が返礼品をもらえないという制度かと思います。

どうにかできるのかと考えたら、これは東京が全部取ってしまうと。特別区、今回ホテルの話とかも出てきましたが、これまで23区というのは、どちらかというと反対はするけれども、ふるさと納税の制度に乗っからないというのがしばらく続いたかと思いますが、これを23区一致して乗つかって、ほかの地方には流れないで、むしろ東京がほかの地方から全部総取りするぐらいの勢いで頑張っていただいて、地方からむしろ、やめてくれと。この制度をやっていたら、自分たちの自治体から税金が東京に流出してしまうというぐらいの逆転の発想でやつていただいて、もう少しきちんと自分のふるさとに貢献したいのであれば、逆の方向で貢献にという、そういう制度になるようにしていかなければと思います。

○石田（秀）委員長

ほかに。よろしいですか。

それでは、ほかに発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして各会派の態度を確認いたします。

品川区議会自民党・無所属の会からお願ひいたします。

○澤田委員

賛成です。

○山本委員

賛成します。

○塚本副委員長

賛成です。

○石田（ち）委員

賛成です。

○松本委員

賛成です。

○須貝委員

賛成します。

○西本委員

賛成です。

○石田（秀）委員長

それでは、第121号議案、令和7年度品川区一般会計補正予算について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○石田（秀）委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件および議案審査を終了いたします。

2 報告事項

令和8年度労働報酬下限額に係る品川区公契約審議会の答申について

○石田（秀）委員長

予定表2、報告事項を聴取いたします。

令和8年度労働報酬下限額に係る品川区公契約審議会の答申についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

○佐藤経理課長

それでは私からは、令和8年度労働報酬下限額に係る品川区公契約審議会の答申についてご報告いたします。資料をご覧ください。

まず、項目1、品川区公契約審議会についてです。

品川区公契約審議会は、品川区公契約条例に基づき、区長の諮問に応じ、労働報酬下限額の算出基準等について調査審議、答申を行う附属機関として、今年度設置いたしました。

次に、2の労働報酬下限額についてです。

区が事業者と結ぶ対象の公契約、これは工事請負契約ですと1億8,000万円以上、また、2,000万円以上の業務委託契約および指定管理協定で、規則で定めるもの、具体的には、施設の総合的な管理業務、受付、清掃、警備、学校等の用務業務、給食調理業務に関する契約になります。これらに従事する労働者に対して適用される労働報酬の下限額のことを指します。

次に、3の審議日程等です。

本年8月に区長から審議会に対し、令和8年度の労働報酬下限額を算出するための基準を定めるに当たり、審議会の意見を求めるとの諮問を受けまして、第1回の審議会を開催いたしました。以降、審議会を2回開催いたしまして、11月21日の第3回審議会において、審議会から区長に対し答申をいただいたところです。

最後、今後の予定ですが、今後の予定としましては、12月以降、令和8年度の労働報酬下限額を告示として公表する予定です。

答申の内容については、次のページをご覧ください。答申文になっておりますけれども、記書き以下のところをご覧ください。令和8年度の労働報酬下限額を算出するための基準について、項目1および2の内容とすることが適当であるとした上で、項目3で委員からのご意見をいただいております。

まず、項目1としまして、工事または製造の請負契約に係る労働報酬下限額の算定基準です。

(1) のところは、東京都における公共工事設計労務単価、これは公共工事の発注に当たりまして、

経費の積算に使用する人件費の基準額ですけれども、この労務単価の90%とすることにされました。

2段落目、なお以下は、その設計労務単価が設定されなかった職種があった場合の取扱いについての留意事項になります。

次に、（2）見習い、手元として、いわゆる熟練工に至らない労働者の方、および年金の受給のために賃金 자체を調整している労働者の方については、設計労務単価の職種にあります軽作業員の単価の70%とすることにされました。

次に、次のページ、3ページ目ですけれども、項番2としまして、工事または製造以外の請負契約、業務委託契約および指定管理協定に係る労働報酬下限額の算出基準です。こちらは1から3のとおり算出することとされておりまして、算定の考え方としましては、区の会計年度任用職員としてその労働者の方が従事した場合を想定しまして、区の給料表を基準として、公契約条例の適用対象となる業務と比較的近い職の初任給である、行政職給料表（二）1級16号級を基準としています。

また、（3）のところでは、令和8年度の労働報酬下限額を算定するために、直近2か年の初任給の変動率を踏まえた計算式によりまして、算出基準が示されております。この算出基準に沿って算定しますと、1時間当たりの単価は1,500円程度ということになります。

最後に、項番3、委員からのご意見といたしましては、（1）で、労働報酬下限額の算出基準については、社会情勢等を踏まえ、毎年度必要な見直しを行うことが望ましい。（2）として、見習い、手元等の労働者に係る労働報酬下限額の算出基準について、引き続き検討を行うことが望ましい。（3）として、公契約条例の適正履行のため、制度周知、状況確認等に努められたいと意見をいただきました。

今後は本答申を基に、労働報酬下限額を告示しまして、公契約条例の運用を図ることで、条例の目的であります公契約の適正な履行および良好な品質の確保を図って、地域経済の活性化および区民の幸せの増進につなげていきたいと考えております。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○須貝委員

今回、このような答申について出たのですが、公契約条例というものは、公共工事、公共サービスに従事する労働者の労働条件改善、特に賃金の下限額を定めることで、公正な競争環境を確保して、労働者を守るということが主眼だと思うのです。

労働報酬下限額を算出するための形、方式は決めたのだと思うのですけれども、本来この方たち、審議会は、適正にその額が労働者に賃金としてきちんと渡っているかということが、私は大切だと思うのです。これを幾ら決めても、実際その会社で本当に渡っているのですか、適正に労働者に賃金が払われているのですかというところまで踏み込まないと、これは絵に描いた餅で、何にもならないのではないかですか。その辺りについてはどのようにお考えでしょうか。

○佐藤経理課長

労働報酬下限額が実際労働者に渡っているかどうかの確認というところですけれども、こちらは公契約条例の中でも想定しております、対象になる契約を結んだ事業者から、支払っているかどうかという報告をいただくことになります。また、実際そこで働いている労働者の方から、もらっていないということがあれば、区に申請というか、申告いただける形になっておりまして、それを受けた区としましては、確認あるいは調査という形を取って、必要な勧告を出すというところまで条例で決めておりますので、もちろん令和8年4月1日以降の契約になりますので、これからですけれども、4月までの間に

十分準備を整えて、適正に行っていきたいと考えております。

○須貝委員

そこまでやられるのだったら、私は税務署ではないですけれども、実際そこの会計部に行って、そして賃金台帳を見せてもらうなりして、実は公契約条例ができて、労働者を守るという制度なのだと。区としても、それを調べなければ区民の方も納得しないし、本当に労働者を守れないという観点から協力してほしいという、そこまで踏み込んで私は見るべきではないかと思うのです。皆さん賃金を払えば、きちんと賃金をどのように払ったという明細書が出るわけですから、そこまで踏み込まないと、そのようにやっています、報告書をもらいます、報告書など幾らでも書けるではないですか。ここまで区として労働者を守るというなら、そこまでやっていかないと、一次、二次、三次下請などは私は守れないと思うのですが、もう一度だけご見解をお聞かせください。

○佐藤経理課長

公契約条例に基づく調査の仕方というところかと思います。

今回、公契約条例を制定、議決いただきましたけれども、その前年度に有識者に入っていたとして、公契約条例の在り方について検討会ということで開かせていただいたて、条例をどのような形にするかということを検討いただきました。その中でも、委員ご指摘のとおり、実効性の確保という点で、どういった形を取るのがいいかというところの議論はあります、その中では、適正な履行とともに、事業者側の負担の軽減が図られないと、実際運用ができないのではないかということがありました。

これに関しては、先行しているほかの自治体でも同様に議論がされていて、その中で、事業者から報告を受けるという方式が事業者側からも、働く労働者側からも、あるいは行政としても、負担が過剰にならずに運用できるのではないかということが知見として出ておりますので、品川区の公契約条例についてもそういった形を取っております。

先ほど申し上げたとおりで、労働者の方から、もらっていないということがあれば、区に申告いただいて、それに基づいて調査をするということはやってまいりますので、そういう形で運用したいと考えております。

○須貝委員

二次、三次下請の皆さんに申し出るというのは、なかなか現実論、難しいことではないですか。人事課の方ならよく分かると思うのですけれども。何か対応してあげないと、せっかくいい条例をつくったのですから、私は今後踏み込んでやっていただきたいと思います。

それで、仕事が増えると言いますけれども、賃金の明細表、我々給料をもらっている方は皆さん明細表が出るのだし、あとは何時間働いたというのも、簡単に数字として出せるわけですから、そんなに負担はかかるないと思うので、ぜひいい方向を持っていくように努力していただきたいと思います。

○西本委員

幾つか確認させてください。1の(1)のところに90%を乗じて得た額と書いてあるのですが、90%というのはどこかの目安みたいなのがあるのでしょうか。別に80%でも8%でもいいということになるので、根拠はどこにあるのでしょうかということと、労働報酬下限額ということは、下請のところの末端の額のことを言っているのですか。それとも、契約をしたところの契約事業者の限度額という意味なのでしょうか。どの部分においての下限額なのか教えてください。

○佐藤経理課長

2点ご質問いただいたかと思います。

一つは、工事の分野での90%の根拠というところです。今回、審議に当たりましては、既に条例を運用している他区の事例等も委員にお示ししたところです。工事の労働報酬下限額については、他区はいずれも単価の90%というものを置いております。そもそも設計労務単価自体は、全国で国の方で、実際働いている方の職種ごとに調査をしまして、その平均という形になっておりますので、今回決めるのが下限額というところですので、それ以上払うようにということになっておりますので、90%を下限として、それ以上であればいいですよという形になっているということで、審議会の中でも議論されたところです。

次に、2点目の労働報酬下限額の下限額が何を指すのかということですけれども、一つは今申し上げたとおりで、実際働いている方がもらう報酬がこれ以上でなければならないという下限額というところです。また、委員から下請等のお話も出ましたけれども、今回については、特に工事で見られますが、下請のところの事業者に対しても、この金額以上の報酬を払うようにという立てつけになっております。

○西本委員

下限だということなのですけれども、90%にしたというのは、平均値ということになるのだろうと思うのですが、ということは、本来は100%ではないですか。本来は100%ではないですか。その中の下限、労務単価というのはそのまま出すのではないですか。それが10%の差があるということは、何を想定されているのですかということが1点と、それから、下請という本当に末端で働いている方々の下限で適用されるということなのですけれども、さっきの須貝委員の質問にもあるように、それを誰が確認するのですかという話です。それを区がやるのか、この審議会がやるのか。誰がやるのですかということを教えてください。

○佐藤経理課長

先ほどのご質問に関連してご質問いただきましたが、まず1つ目の、設計労務単価の100%が妥当ではないかというご意見かと思いますけれども、先ほど申し上げたとおり、国の調査に基づいて平均というところを取っています。設計労務単価については職種ごとに決まっておりまして、普通作業員ですか、鉄筋工ですか、そういう分類なのですけれども、その方たちも、その金額 자체をもらっているというよりは、熟練度とか経験年数に応じて、各会社で一定の差があるという中で、平均を取って単価が示されているということです。

そうしますと、熟練の度合いによって段階があるということを前提に考えますと、下限額を平均で取ってしまいすると、それ以上の段階を設けなければいけないということで、事業者に過度な負担になるのではないかというところで、一定のそれより下というところで、どこまで下かというのはあろうかと思いますけれども、それについて90%というのを下限にしようというところで、これまで他自治体でも議論されて、この数値になっているとご理解いただければと思います。

次に、下請事業者の支払いをどう担保するかというところなのですけれども、これに関しては、公契約条例が制定されて、下請事業者も対象になるということを前提にしまして、来年の4月以降の契約を結ぶという形になりますので、基本的には元請になりますけれども、そういう事業者が下請に対しても周知を図っていく。支払っていることについては、区に対する報告を受けるという形で担保していくという形になります。

○西本委員

90%の部分については、熟練とか、いろいろなものがあるのでということなのでしょうけれども、そういうことは、例えば技能、能力とか、いろいろ加味していかなければ、加味する必要があるという場

合には、私はプラスアルファのほうがいいのかなと。下限ではなくて、上限とするのも一つの考え方ではないかと思います。これは、今回これで決まったということなので、様子をうかがっていきたいと思います。

それから、下請の方々までこれが周知されているのかというのを、報告を受けることになるということなので、それを監視というか、調査というか、確認するということの流れができてきていたのかなという思いがあります。なので、必ず報告をしていただきて、末端の働いている方々の給料にどのように反映されているのかということは、しっかり見ていただきますようにお願いしておきたいと思います。

○石田（ち）委員

私も今、須貝委員、西本委員が言ったように、労働者に給与がきちんと渡ることが大事だと思うのですけれども、今後、12月以降に区長が令和8年度の労働報酬下限額を告示ということで、世田谷区はホームページで職種ごとに下限額を出しているのですが、そういうことに区もしていくということでおいのかというのと、あと、もし下限額より低いようであれば、区に労働者の方から申告していただくということでしたけれども、自分の下限額が幾らなのかというのが分かることが大事だと思うのですが、そのための、働く皆さんのが自分の下限額というのが分かるように、要は現場にポスターを貼らせてもらうとか、そういうことを区として、していくべきなのではないかと思うのですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○佐藤経理課長

2つご質問いただいたかと思います。

1つ目は告示の仕方というところですけれども、これは委員ご指摘のとおり、他区も同様ですが、委託、指定管理の分野および工事、工事のほうは職種ごとという形で告示することを予定しております。

もう一つ、下限額を労働者の方が分かることが大事ということで、それは私どもも考えておりまして、先行している他区の事例などを見ながら、労働者の方が自分は幾らが適用されるのかということが分かるように、事業者に周知していきたいと考えております。

○石田（ち）委員

よろしくお願いします。

それで、申告しづらい状況があるかもしれないというところでは、そこは区からぜひ、本当に低い場合は申告してくださいということで、積極的に呼びかける、そして申告しやすい状況を、区としてぜひつくっていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうかということと、あと、資料の3ページ目の、3番の委員からの意見。ここで、それを行うことが望ましいという（1）（2）で、そうだなと私も思うのですけれども、望ましいと言われたことに対して、区としてはどうしていくのかというのを教えていただきたいと思います。

○佐藤経理課長

2点ありますて、労働者の方が区に相談なり、申告しやすい状況というのは、こちらとしても考えているところですので、先ほどと同じになってしまいますが、他区の事例などを見ながら、これから検討していきたいと考えております。

また、委員からいただいた意見については、来年度以降も公契約審議会のところで毎年議論いただくという形になりますので、そういったところで引き続き、ご審議いただいていくことを予定しております。

○塚本副委員長

今回の公契約の審議会には、労働組合の団体からも2名ほど、たしか入っていると思います。そういう意味では、先ほどから言っている賃金の支払いとか、そういうのが適正になされているかという部分では、組合の関係者の方々が自分の中で周知されるでしょうし、いろいろな形で、もしそのとおりになつていないのであれば、そうではないということの申告というところがありましたけれども、そういったことについてもサポートできるのだろうと思いますが、その点について一言だけお願ひします。

○佐藤経理課長

副委員長ご指摘のとおり、今回の審議会の中では、学識のほかに労働者、事業者のそれぞれ代表の委員に入っていただきました。ご指摘のとおりで、労働者の委員の方からは、なるべく賃金を上げてほしいという意見のほかにも、過度に上げ過ぎると事業者の負担になって、共倒れではないですけれども、社会全体として回らないというところもあって、非常に建設的な議論をいただいたと考えております。労働者の方から申告いただく際もサポートいただけると考えておりますので、来年度以降、運用に向けて頑張っていきたいと考えております。

○山本委員

私からも1点、ご質問させていただきます。

他委員からの質問の答弁で、来年度以降も審議会が開かれるということが確認できました。来年度以降も審議会で、この基準を丁寧に見ていただきたいと思うのですけれども、審議会の開催については、日程ありきとかではなくて、議論をして、まだ議論を尽くす必要があるときには、柔軟に回数を増やすなどして、議論を尽くしてしっかりと納得できる協議を経て、区長に対し答申できる内容を固めていただきたいと思いますので、その辺り、考え方を確認させてください。

○佐藤経理課長

審議会の日程のところですけれども、諮問・答申いただく労働報酬下限額については、勘案する基準というのを条例で置いておりまして、最低賃金ですとか、公務員の給料ですとか、そういったところが実際、来年度の数値が出てくるのがこの10月ぐらいからというところもありましたので、今年度についてはそういった形で開催いたしました。

来年度以降もそういった形で考えておりますけれども、審議会の委員の議論の中で、ほかの日程、あるいは追加してということがあれば、対応していきたいと考えております。

○石田（秀）委員長

それでは、以上で本件および報告事項を終了いたします。

3 その他

(1) 所管質問について

○石田（秀）委員長

次に、予定表3、これで最後ですので、やります。予定表3のその他を議題に供します。

初めに、(1)所管質問についてを議題に供します。

昨日の委員会において、西本委員より、今定例会の一般質問に関わる所管質問の申出がございました。質問項目は、高橋しんじ議員の一般質問1、区政運営について、および松本ときひろ議員の一般質問1、公益通報制度と区のガバナンスに関する項目から、公益通報の経緯および区の判断等についてでございます。

これより所管質問を行いますが、申出をした委員以外の方も議論に加わることができますので、よろ

しくお願ひいたします。そして、本会議の質問の繰り返しにならないような形で、改めまして質問をお願いいたします。

それでは、西本委員、高橋しんじ議員および松本ときひろ議員の一般質問に係る質問を、その中のどれという、改めて質問をお願いいたします。

○西本委員

松本ときひろ議員、それから高橋しんじ議員の質問の中で、公益通報の問題がありました。これについて、まず何が起きているのかというところが分からない、不明瞭なところが多々ありました。しっかり答弁されていないという思いがありますので、まず経緯をざっとお話しいただいて、多分、当委員会のメンバーも、詳しく知らない方もいらっしゃると思いますし、私も細かいところは知らないところがあるので、経緯をお知らせくださいというのが、まず一つ。

それに対して、質問の中にありました高橋しんじ議員のところでは、警察と、それから区の見解の乖離があるという話です。品川区も、区のホームページを見ると報告があります。今年の5月2日に、ホームページでもこれについては公表されているのですが、証拠不十分という形で答弁をなされているのですが、何をもって証拠不十分なのか、何をもって警察の見解と違うということを言っているのか、まずそこを確認させてください。

○川村コンプライアンス推進担当課長

私からは、公益通報に基づく調査結果および改善等の措置についてご説明いたします。恐れ入ります、サイドブックスの追加資料をご覧ください。

品川区では、品川区職員等の公益通報に関する要綱を定めて運用しております。令和6年10月15日付で、通報窓口である公益通報相談員から、職員の備品管理に関する通報を受理したとの報告がございました。そこで、外部弁護士を含む公益通報委員会において調査を行い、区長に対し、調査結果を報告しました。区長は報告を受け、改善等の措置を行ったというのが経緯でございます。

項番1、通報の概要についてです。職員が業務に使用する目的で、区の関連団体から借り受けた備品について、返却せずに私的流用しており、これが業務上横領罪に該当するのではないかという内容でございました。通報を受理した公益通報委員会では、項番2の期間において、資料の検証や関係者等からの聞き取りによって調査をいたしました。

項番3、調査結果についてです。本件における職員らの行為が単純横領罪および業務上横領罪に該当すると認めるに足りる証拠は不十分であるが、業務上使用する必要がなくなった後も、適時に返却を行わず区庁舎内に保管し続けていたことは不適切であったと結論づけました。

その判断の理由についてです。職員らは備品について、後日返却するつもりであったと主張しておりまして、現に公益通報委員会が行いました抜き打ちの聴取直後に、業務で備品を使用していたときと同じ両職場デスクに備品が保管されていることを確認いたしました。そのため、備品を職場外に持ち出して私的に利用していたという事実や、売却その他何らかの処分をしようとしたというような事実までは認められず、形式的には業務上横領罪の構成要件に該当し得る可能性はあるとしても、調査時点で同委員会として、業務上横領罪の成立を認定するだけの証拠は不十分と判断したものです。

調査結果を受けました区の対応としましては、まず所管部長より当該職員に対し、厳重注意の措置を行い、当該備品の返却を命じまして、後日返却した旨の報告を受けました。また、関連団体からの貸与物品等について適正に管理するよう全庁へ注意喚起したほか、職員のコンプライアンス意識醸成のために研修を実施いたしました。

以上が、質問のございました事案に関する区の対応経緯となります。今回の事案を受けまして、区では、再発防止と服務規律の徹底に努めてまいります。

○石田（秀）委員長

今、警察からの話もあったので、警察との対応はどうしたのかだけ説明してください。

○川村コンプライアンス推進担当課長

まず、区の調査結果は先ほどご説明のとおりです。

警察の見解と区の調査結果にずれがあったか、なかったかというところについての受け止めでございますが、区では、警察で立件する予定がないということは確認しております、それ以上の詳細等は知り得ませんけれども、警察でも立件するに至らない理由があるものと思っております。

一方、調査結果におきましても、違法と認定するだけの証拠は不十分としておりまして、その点において、警察の見解と区の調査結果に乖離はないと思っております。

○西本委員

刑法第253条に該当するものではないということなのですが、ただ、まず物品は何ですか。そこは言えませんか。何だったのでしょうか。もちろん、相手側とこちらの誰か、個人情報がありますので誰かまでは言えないと思うのですけれども、どういうものかというのは公表できないのですか。

○川村コンプライアンス推進担当課長

ご質問にお答えいたします。前置きをいたしましては、本件は公益通報に関連するため、通報者の特定につながらないように、個別の詳細についてお答えできない部分があることはご承知いただければと思います。

その上で、物品は何だったかというご質問についてなのですけれども、通報者を特定できないというのが、一般的に聞いた場合だけではなくて、内部の職員等が聞いた場合にも、通報者の特定につながらないよう配慮する必要があると考えておりますので、申し訳ございませんが、その点で備品が何であったのかということについても控えさせていただきます。

○西本委員

その物品が何かによって、多少はどういう状況で使われたのかというのが分からない、知ることになるかもしれませんけれども、内容によっては、どんなものかということがあるべきだと思うのです。私は調査権もあるし、それがないというのは、例えばそれは隠しているのではないかと思われても仕方ないかなと思うのですけれども。

それで、分からぬのが、外で使ったのですか。どこで使ったのですか。何のためにどういう形で使われていて、これは備品なわけです。備品という性質のものなのではないかと思うのですけれども、備品管理というのがあると思うのです。どこがどこに、誰が管理しているものか。これは関係団体から借り受けた備品なわけです。ということは、その関連団体はこれが備品だというのが証明できるということです。それを区の職員が借りていたということです。現在、どういう状況になっているのですか。返したというのは、どこに返したのですか。区に返したという意味でいいのですか。関連団体に返したということですか。そこがよく分からないのです。

○川村コンプライアンス推進担当課長

お答えできる範囲となりますけれども、備品につきましては、こちらが確認したときに、業務上使用していたそこに保管してあったというところで、使用場所というところは把握できるものと思われます。

また、返却につきましては、借りたところに返したという意味での報告でございます。

○西本委員

借りていたものを返しているという証拠はあるのですか。要は関連団体だか、どこかよく分かりません。関連団体と書いていないから、どこか分かりませんが、関連団体の備品なわけです。ということは、借りていたものは備品リストにあるというものですよね。それを使っていた。それを返した。返したのは、関連団体からの備品という一覧の中に、それは入っているということでいいですか。そこに返したということの証明がきちんと伝票等で、備品管理の中でもなされているという感覚でいいのですか。

○石田（秀）委員長

西本委員、悪いけれども、少し話がそれてきた。公益通報のことについて、高橋しんじ議員の質問を私も聞きました。松本ときひろ議員の質問も聞きました。それで、こここの問題は、公益通報がまずありました。それについて、行政側も調査を行いました。行政側は、それについて処分をしました。厳重注意、これがいいか悪いかは別です。事実です。ここに書いてある。厳重注意で行いました。

それで、高橋しんじ議員の場合は、警察から公益通報者に対して、そのときに、これは横領罪に当たるのではないかということを公益通報者に言ったということ。だけれども、警察は職員に、今度は取調べもしました。だけれども、そのときには上司の方に、これは証拠不十分だと言った。だけれども、公益通報者には、警察はそういう考え方もあるのではないかと言った。高橋しんじ議員は、それをすごく言っていたのです。公益通報者がまだそのように言っているわけです。警察もそう言っていると。そこで公益通報者がもう一回区として調査をやったほうがいいのではないかと言っている。

だけれども区は、警察からも証拠不十分で処分は終わっているので、ここにあるように厳重注意を行いました。そうすると、今の内容というのは、物がどうだと、我々議会は調査をする公益通報委員ではないわけです。委員が調査を全部やったわけです。だから、公益通報者にしっかりそれを答えるか答えないかというのは、こここのメンバーでやってもいい。それはきちんと公益通報者がいて、その人がどういう立場にいるか分からなければ、怒っているかどうかも分からない。だけれども、高橋しんじ議員は公益通報してくださった方に、しっかりそれをフィードバックしてということは言っていた。だけれども区としては、このとおりの答弁しかしなかった。だから、これで今、問題になっているわけで、だからここでやっているわけです。

だから、それを議会が調査して、何か引き出しの中にあったものが備品で、それが何で、どれをどうして何に使ったかというのをこここの議会でやるのは、話がずれてきていると思うのです。

○西本委員

ずれているとは思っていません。

○石田（秀）委員長

私が思っているのは、だからそれを、ずれていないと思っているのであれば、多分、平行線なのです。だから、いいです。質問してください。そうしたらずっと平行線だから、やってください。

○西本委員

今やっているのは確認です。私が聞いているのは、確認をしているだけです。今の現物は返したのですよね。返していると言っているのですから、返しているのです。どこに返したのですかというのを知りたいのです。それがないと、そこまで確認していないということはおかしいです。関係団体から借り入れた備品を私的流用していました。それは職場で机に保管されているのを確認したという形になっているのは、見ているわけではないですか。それを返したわけです。だから、返しているのだから問題ないという話なわけです。

だけれども、それをきちんと返したという確認は、どうされているのですかというのを聞いているだけです。確認はしているのですよね。きちんと返しましたということは、関連団体の備品リストの中に入っているのですよねということを聞きたいのです。そこまで確認されているのか。それを確認していないのだったら、きちんと返したということを確認していないということではないですか。おかしくないですか。返していると言っているのだから、返しているという証拠を聞いて確認しているのです。きちんと返していますか。

○川村コンプライアンス推進担当課長

西本委員のご質問にお答えいたします。区といたしましては、備品の返却を命じ、後日返却した旨の報告を受けた。これが確認の事実でございます。

○西本委員

誰が返したのか、誰が確認したのですかということです。誰が報告をしてきたのですか。

これは証拠不十分と言うけれども、返したと言っているのだと、返した、受け取ったという、そういうのはあるのですか。そこをきちんとしないと、文面で返したと言っても、実際に返していなかつたら、返していないということではないですか。それはこの関連団体から、きちんと確認を取れているのですか。確かに返してもらいましたということになりましたか。それを確認させてください。

○川村コンプライアンス推進担当課長

前提として申し上げましたけれども、通報者の特定につながらないようという制約の中でお答えしておりますが、こちらがきちんと返却されたというところは、報告を受けて確認しておりますので、これ以上のご回答は差し控えさせていただきます。

[「分かってしまうから駄目なのだ」と呼ぶ者あり]

○西本委員

どこという名前を言ってほしいとは言っていません。私は関連団体という言葉しか使っていないのです。関連団体からそれを受け取りましたという報告はいただいたということでおろしいですか。

○川村コンプライアンス推進担当課長

こちらとしましては、返却されたことはきちんと確認しております。

○西本委員

確認したのですね。分かりました。そこがスタートなのです。

それで、6月、そして、この報告があったのは今年の5月です。その後、公益通報者が警察に相談しましたというのを言っていました。それで、警察の判断は、横領に近い事態がこの刑法に抵触しているというのは、起訴とかそういうのはないですけれども、そういうのに近い内容ですよということで、警察では非常に重要な案件だという認識があると。だけれども、そこなのです。警察の考えていることと、区の問題ない、証拠不十分だというのは、起訴とかいろいろないからということで判断されているのか。警察は横領に近い状況という形と言っています。だけれども、区のほうはそうではありません。

だけれども、警察との見解の乖離はないと言っているということが、意味がよく分からないのです。警察が言っていることと乖離がないということは、警察は横領的な行動ですと言っているのだから、そのような認識になるのではないですか。そうしたら、それに応じた処分が必要なのではないですか。

○川村コンプライアンス推進担当課長

警察の見解と、区の処分についてのご質問についてお答えいたします。

まず、区の調査結果が出たタイミングと、警察の見解が質問で示されたタイミング、前後関係はお分

かりかと思いますけれども、それを踏まえましても、警察では立件を予定していないということから、警察でも本事案は、業務上横領罪として認定するに至らない理由があったのではないかとこちらは推察しております。

区の調査結果としましても、問題がなかったと言っているわけではございません。横領罪を認定するだけの証拠がなかったというところで、厳格に調査をした結果の区の判断となっておりまして、もちろん、刑法に違反するというところは認めておりませんけれども、業務上使用する必要がなくなった後に返却を行わなかつたという行為につきましては、不適切であったということで、職員に厳重に注意をしております。

○西本委員

今の立件されていないということで、だから乖離はないと。これは答弁もそういう話をしているのです。立件されていないから乖離はないという言い方、これはよく分からないです。だから、警察の見解と区の見解に差があると言っているのです。警察は懲戒免職レベルのことだというぐらい、重きに思っているのです。だけれども、それを区は、証拠不十分だから、返却されて、厳重注意で終わりという形になっているので、この見解が異なっていやしませんかという話なのです。それはどうなのですか。

立件されていないから、警察との対応というか、警察が乖離はないという言い方をしていましたけれども、そうではないと思うのです。見解は違っていますよね。品川区と警察との見解は違いますよね。だから、高橋しんじ議員が言っていた、ここは乖離がありますよねというのは、そこを言っているのだと思います。それはどうなのですか。

○柏原区長室長

ただいまご質問の、トータルの部分も含めてなのですけれども、まず区のほうは、こちらの今日の資料にお示しさせていただいていますが、業務上横領ではないかという問い合わせに対して、こちらは調査をして、いわゆる不当利得には当たらないというところの部分での結果を出している。要するに、そこまでの客観的な証拠であるとかいうところはないというところを判断して、こういった処分まで行った。

片や警察のほうは、これは改めて警察にも確認はしております。しましたけれども、警察も立件はない、立件の案件ではないということをはつきり言っております。立件するに当たっては、一般的な立件に当たっては、いわゆる法に触れているかどうかというところを警察が事実を認定して、それに対して立件をして、書類送検するなりなんなり、次の動きに入っていくのですけれども、この場合、先日の本会議での高橋しんじ議員とのやり取りの中では、そこにさらに懲戒免職という言葉もいただいています。これは懲戒免職相当ではないかというご質問もあったと記憶していますけれども、それはどういった意図で警察の方が通報者に対してお話をされているか、そこまでは分かりませんが、警察の中では、この事案がそういうのが起きたら、そういう案件ではないだろうかというのは、例え話のように話されたのではないかと私どもは受け取っておりますし、だとしたときに、まず懲戒処分の基準というものは警察と同じ、区のことでもありますけれども、それは案件の差異は当然ありますので、そこを同一で考えるのは違うだろうというところ。

それから、立件されていないというところは、理由がどういう理由で立件をしないというところになっているかというのは、課長も言いましたけれども、詳細なところまでは分かりませんが、ただ、調べたところと同じ立ち位置に立っているのだろうというところは想定もできますし、事実、立件まで行っていませんので、そういうことがあれば、そういう法的なところのクリアができないときというか、そのときに立件ということになりますので、立ち位置としては同じ基準で、同じ書類、証拠と、ヒアリ

ングといいますか、しゃべった内容を聴取していると思われますので、そうしたところから考えますと、警察が最終的に立件しないといったところと、我々が不当利得に至っていないというところのアンサーというのは、差異はない。そういう意味で申し上げてまして、さらに懲戒処分に当たるかどうかというのは、警察から言われてやるものではないですから、こちらの判断で、基準に照らし合わせて判断を下したというところですので、先日のやり取りさせていただいた中では、そういった意味で差異はない、違いはないどちらは思っているということです。

改めて申し上げますけれども、警察にも改めて確認したところ、立件はしない、事実認定はないというところを確認は取っています。

○石田（秀）委員長

西本委員に言います。先ほど何度も言っているけれども、公益通報があつて、なつかつ、一般質問と重ならないように所管質問をお願いしているわけです。今のは、もう所管質問で終わっている話なのです。同じ質問だから。同じ質問で同じ答弁を今もらっているわけです。我々もそれは踏まえてやっているわけです。だけれども、さっきも言ったように、公益通報そのものの在り方を、高橋しんじ議員は相当言っていた。その方には警察がそう言った。通報した人に警察の方が言った。だけれども、それを区としては、今もまた少し違うあれも出ましたが、再度確認をしたけれども、立件されていないわけです。それで終わっているわけです。それに基づいて処分をしている。

だから、公益通報の方が納得しているか、納得していないかというのは、この前の質問の中では、それは分からぬ。高橋しんじ議員は納得していないみたいな言い方で、もし納得していないのだったら、もう一度それで違う審査会か、もう一回再調査をするとか、何かやったほうがいいのではないかというの言っていた。それをどうするというのは、答弁としてはあまりなかったと私は考えているけれども、だから所管質問で、もし西本委員がそういうこととか、公益通報とは何かということをやるなら、これは所管質問。だけれども、今の事実関係は、全て同じことをやっている。同じことを聞いて質問しているから、平行線になってしまふ。だけれども、それをもう一回、よく冷静に踏まえていただいてやらないと、ずっと同じ平行になってしまふ。

○西本委員

すみません。今、委員長が言った処分なのですけれども、5月に公表になりました。公益通報は去年です。今年、半年ぐらい、かなりの時間をかけて調査したのでしょうか。5月に出てきました。その答えを聞いて、警察に通報者も相談しているわけです。その上で、だから終わっていないのです。この間の質問の答えは、警察の見解を踏まえて再度見直しをするということは、しないということだったのです。

○石田（秀）委員長

変わらない。

○西本委員

だから、それに対して、これは松本ときひろ議員の質問の中に入りますけれども、この公益通報の公益通報委員会といいますか、その委員のメンバーを見るとという話になってくるわけです。だから、時間差がある、警察の見解が出てきた後の調査はしていないのです。ホームページのほうにも報告していないのです。そこはどうなのですか。それはしなくていいということですよね。今の質問は、行政の答えとしては。

今、委員長が言っていただいた流れで言うと、警察の見解も含めて乖離はないというのは、今回の一

般質問で分かった話であって、それに対しての再度見直しを図るとか、それに対しての対応を考えるとかというのは、何も言っていないではないですか。

○石田（秀）委員長

それは高橋しんじ議員が言っている。

○西本委員

だから、それをやるべきだというのを高橋しんじ議員が。

○石田（秀）委員長

それを言っているのです。

○西本委員

それはどうなのですか。

○柏原区長室長

今回の案件に対して、まず、前提のところをもう一度お話させていただきますと、公益通報委員会は、きちんとしたところでの調査をして、結論を出したと我々は思っていますので、そうした内容と、警察という、先日の本会議でそういう話もありましたけれども、認識としては、乖離はないというところのこちらの判断もありますので、そういったところで言いますと、今回の事案について、改めて何か調査をするとかいったところの必要性はないと考えていますので、今回について、それを何かするということではありません。

ただ、今後、公益通報制度を運用していく中で、もちろんの課題というのは、いろいろなところの課題の部分は確かにあるとは思っています。これは松本ときひろ議員からのご質問の中でも答弁させていただいているけれども、そういったところに関しては、ご意見を伺いながら、改善できるところはきちんと改善しながらというところで、外部の方が調査員をというお話もありましたけれども、そういったところも含めて、より公正といいますか、透明性、公平性の高い通報委員会というのをつくっていきたいというところはありますので、そういったところに対しての検討、直していくというところは考えているところですが、今回の件に関しては、従来ご答弁申し上げているとおり、再調査とか、そういったところの必要性はないと考えております。

○西本委員

押し問答的なところも入ってしまうので、まとめていきたいと思いますが、やはりいろいろ問題はあると思います。今回の一般質問の中でも明らかになっているように、今の制度だと、本当にチェック機能が働いているのかというところだと思うのです。なので、それをきちんと考えていただきたい。これは松本ときひろ議員も高橋しんじ議員もおっしゃっていましたので、重複になるので、あえて私は質問しませんでしたけれども、ぜひそれはしていただきないと、不正を働いても分からない、チェック機能が働かないという状況になってしましますので、ぜひ改善していただきたいと思います。

最後に、総務委員会が調査している機関ではないとお叱りをいただきましたけれども、今の問題がどこにあるのかというのは、しっかり調べられたほうが私はよいと思います。なぜかというと、それがうやむやになっているということになると、また別の問題が発生してしまうので、それがしっかり返されているのか、備品が帳簿上どうなっているのかというのは、きちんとお調べになったほうが私はいいと思っていますので、ぜひすぐやっていただきたいと思います。

これは、ここだけ押さえておきますけれども、「返しましたよ」だけでは分からない。その証拠をきちんとつかんでおかないと、行政側として、誤解を生んでしまわっても仕方ないような状況になってし

まうので、しっかり証拠をきちんとつかむ、証拠となるものを頂くということは、ぜひやっていただきたいと思いますので、それをお願いして終わりたいと思います。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。よろしいですね。

それでは、以上で所管質問を終了いたします。

(2) 議会閉会中継続審査調査事項について

○石田（秀）委員長

次に、(2)議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、サイドブックスに掲載している案のとおりでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。それでは、この案のとおり申出を行います。

(3) 委員長報告について

○石田（秀）委員長

次に、(3)委員長報告についてでございます。

このたびの議案審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。それでは、正副委員長でまとめさせていただきます。

(4) その他

○石田（秀）委員長

次に、(4)その他を議題に供します。

その他で何かございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○石田（秀）委員長

それでは、以上でその他を終了いたします。

以上で総務委員会を終了いたします。

○午前12時26分閉会